



町有物品の売払いについて

下記のとおり、中泊町鮑種苗供給センター水槽を一般競争入札により売払いするので、次のとおり公告する。

令和 7年 7月 10日

中泊町長 濱 館 豊 光



記

1. 払下げ物件の表示及び説明会

物件番号 第 1 号

物 件 名 町有物品売払（中泊町鮑種苗供給センター水槽）

- ・物 品 名 水槽（FRP 製）
- ・寸 法 幅 1 m、奥行き 1 1 m、深さ 0. 7 m
- ・数 量 1 1 台（屋内 1 1 台）
- ・経年劣化に伴う不良個所の修繕を要する

物件番号 第 2 号

物 件 名 町有物品売払（中泊町鮑種苗供給センター水槽）

- ・物 品 名 水槽（FRP 製）
- ・寸 法 幅 1 m、奥行き 1 1 m、深さ 0. 7 m
- ・数 量 5 台（屋外 5 台）
- ・経年劣化に伴う不良個所の修繕を要する

2. 予定価格 非公表

3. 入札日時及び現場説明会日時

○現場説明会：日 時 令和 7年 8月 7日（木）午前 10時 00分

：場 所 中泊町鮑種苗供給センター

（説明会で入札参加の受付をします。受付していない方は入札に参加できません。）

○入札執行日：日 時 令和 7年 8月 21日（木）午後 1時 30分

：場 所 中泊町役場 2階 委員会室 2

4. 入 札 保 証 金

免除（中泊町契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定による。）

5. 入札参加者の資格

- （1）中泊町に住所を有する個人または法人もしくは、青森県に本店、支店または営業所を有し、国税及び地方税を滞納していない者であること。
- （2）地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- （3）中泊町財務規則（平成 17 年 3 月中泊町規則第 62 号。以下「財務規則」という。）第 119 条第 1 項の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。
- （4）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員並びにこれらのものから委託を受けていない者。
- （6）地方自治法第 238 条の 3 に規定する公有財産に関する事務に従事する職員でないこと。

6. 入札方法等

- (1) 入札書・封筒は説明会時に配布する。
- (2) 入札代理人により入札する場合は、委任状を提出のこと。
- (3) 入札執行回数は1回とし、入札参加者が1名の場合であっても入札を行う。

7. 落札者の決定

予定価格以上の額で、最高の価格をもって入札を行った者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札者が2名以上ある時は、くじにより落札者を決定する。

8. 入札の無効

- (1) 参加資格のない者の入札書
- (2) 入札者が協定していた入札書
- (3) 入札条件に違反していた入札書

9. 契約及び代金の納入

- (1) 契約日 令和7年8月27日(木)午後3時
- (2) 代金の納入 入札説明会時にお知らせする。
- (3) 契約保証金 契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付する。(代金納入後に返還するが、代金の一部に充当することができる。)

10. その他

- (1) 運搬等の費用等一切の経費は、落札者が負担すること。
- (2) 物品は、落札者が契約金額を納入後2週間以内に引き取ること。
- (3) 問い合わせは、中泊町役場財政課管財係まで電話により行うこと。
電話 0173-57-2111(内線2032, 2034)